

第1章 第二次和光市国際化推進計画の策定にあたって

1 第二次和光市国際化推進計画策定の趣旨

和光市においては、平成13年度に「和光市国際化推進計画」を策定し、「国際感覚豊かな市民の育成」「外国人にも暮らしやすいまちづくり」「姉妹都市関係・多面的な国際交流の充実」「行政の国際化推進」の4つの柱に沿った施策に取り組んできました。

第二次和光市国際化推進計画（以下「本計画」）は、平成13年度に策定した和光市国際化推進計画に次ぐ計画として、また、平成23年度を初年度とする第四次和光市総合振興計画¹の国際化に関する分野について定める個別計画として策定します。本計画は、和光市国際化推進計画の枠組みを引継ぎながら、現在の社会状況に即した和光市の国際化推進施策について、その基本的指針を示すものです。

2 計画の期間

和光市国際化推進計画の計画期間は、平成13～22年度の10年間でした。この計画は、中間年度にあたる平成17年度に和光市国際化推進懇話会²での審議及びパブリック・コメント³を経て見直し、改定後の計画期間は平成18年度から平成22年度までの5年間でした。

本計画の期間は、第四次和光市総合振興計画と同じく平成23年度を初年度とし、平成32年度までの10年間とします。なお、本計画期間内においても、計画の実施状況を随時調査・検証し、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

¹第四次和光市総合振興計画

市の最上位の計画で、期間は平成23年度から10年間。将来都市像「**みんなで作る 快適環境都市 わこう**」の実現に向け、
Ⅰ 快適で暮らしやすいまち（都市基盤）Ⅱ 自ら学び心豊かに創造性を育むまち（教育・文化・交流）Ⅲ 健やかに暮らし
みんなで支えあうまち（保健・福祉・医療）Ⅳ 安らぎと賑わいある美しいまち（生活・環境・産業）を基本目標に掲げている。
国際化の推進は、基本目標Ⅱの分野の一施策として位置づけられている。

²和光市国際化推進懇話会

市の総合的な国際化推進に関する事項について、調査、研究及び審議する組織。広く市民の意見を反映するため、構成委員は学識経験者及び公募の市民を起用する。

³パブリック・コメント

市民参加条例第10条に基づく市民参加の手法の一つ。市の機関が政策等の案について広く市民から意見を求め、提出された意見を検討・反映して意思決定を行うこと。

第2章 和光市の国際化の現状及び課題と施策の基本方針

1 外国籍市民の現状及び特徴

(1) 外国籍市民数の推移

和光市における外国人登録者数は、平成22年3月31日現在1,759人で、10年前(平成12年3月31日現在1,025人)と比べると、約1.7倍に増加しました。市民の総人口における外国人登録者数の比率は、平成22年3月31日現在約2.3パーセントで、緩やかではありますが、10年前(平成12年3月31日現在1.54パーセント)から増加していることが分かります(図1、表1参照)。

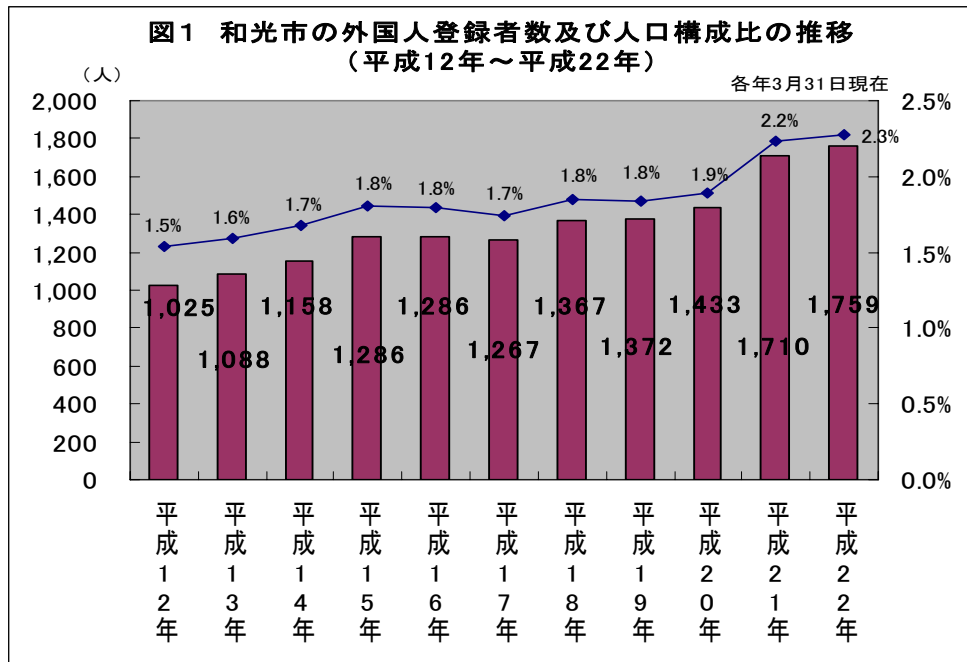
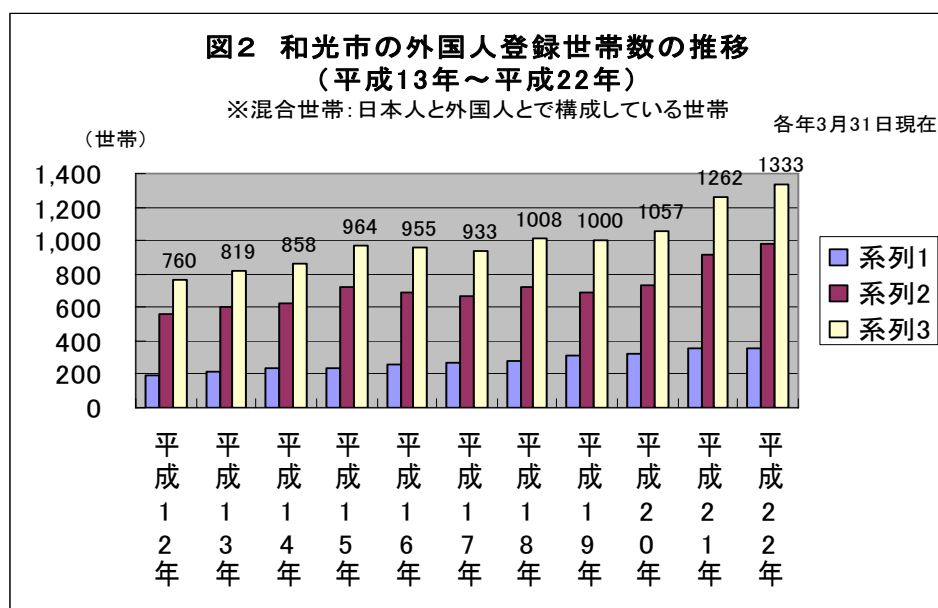


表1 市民人口の推移

年月日	総人口(人)	外国人登録人口(人)	外国人登録人口
2000.3.31	66,734	1,025	1.54
2001.3.31	68,236	1,088	1.59
2002.3.31	68,891	1,158	1.68
2003.3.31	71,082	1,286	1.81
2004.3.31	71,644	1,286	1.79
2005.3.31	72,624	1,267	1.74
2006.3.31	73,985	1,367	1.85
2007.3.31	74,682	1,372	1.84
2008.3.31	75,637	1,433	1.89
2009.3.31	76,600	1,710	2.23
2010.3.31	77,401	1,759	2.27

また、外国人登録世帯数は平成22年3月31日現在1,333世帯で、10年前（平成12年3月31日現在819世帯）と比べ、約1.6倍の増加となっています（図2参照）。



埼玉県の統計によると、県内には123,593人（平成21年12月31日現在）の外国人住民が暮らしており、和光市は、70市町村中26番目に外国人登録者の多い自治体です。しかし、市町村の総人口における比率では、和光市は9番目に外国人登録者数の割合が高い自治体であることが分かります（表2、3参照）。

国際的な人・モノ・情報の流れが活発化している今日、和光市においても、さまざまな理由・目的で居住したり働いたりする外国人の増加傾向は今後も継続していくことが予想されます。

表2 県内市町村別外国人住民の状況①（平成21年12月31日現在）

順位	市町村名	外国人登録者数（人）
1	川口市	20,362
2	さいたま市	17,091
3	越谷市	4,798
4	草加市	4,763
5	川越市	4,571
6	所沢市	4,444
7	戸田市	4,313
8	蕨市	3,513
9	熊谷市	2,996
10	朝霞市	2,877
省略		
26	和光市	1,739
省略		
70	松伏町	360
—	合計	123,593

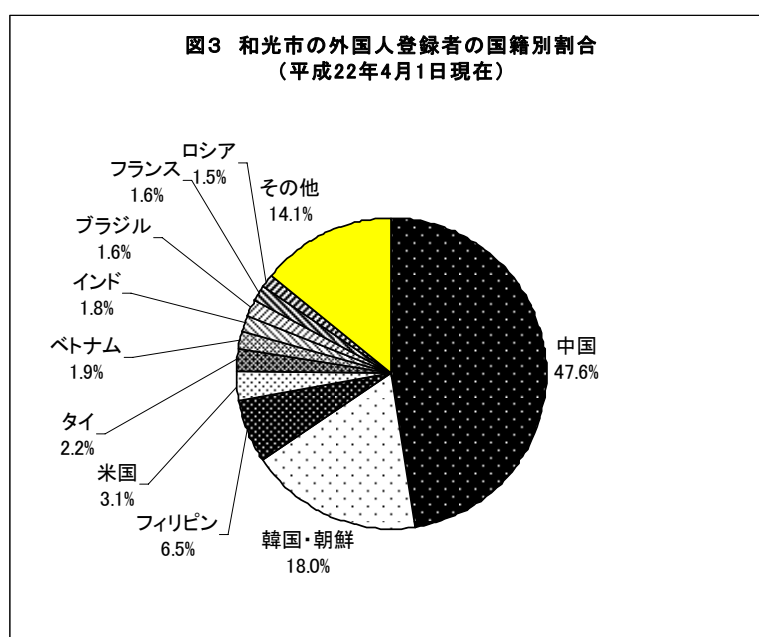
表3 県内市町村別外国人住民の状況② (平成21年12月31日現在)

順位	市町村名	割合 (%)	外国人登録者数 (人)	推計人口 (人)
1	蕨市	4.9	3,513	71,313
2	川口市	4.1	20,362	502,066
3	上里町	3.7	1,153	31,095
4	戸田市	3.5	4,313	122,053
5	本庄市	3.3	2,665	81,362
6	八潮市	3.0	2,478	81,334
7	神川町	2.7	396	14,665
8	朝霞市	2.2	2,877	128,759
9	和光市	2.2	1,739	80,210
10	三郷市	2.2	2,824	130,347

※ 埼玉県の全人口に占める外国人登録者数の割合は1.7パーセント(平成20年12月末現在)である。

(2) 外国籍市民の特徴と和光市の地域特性

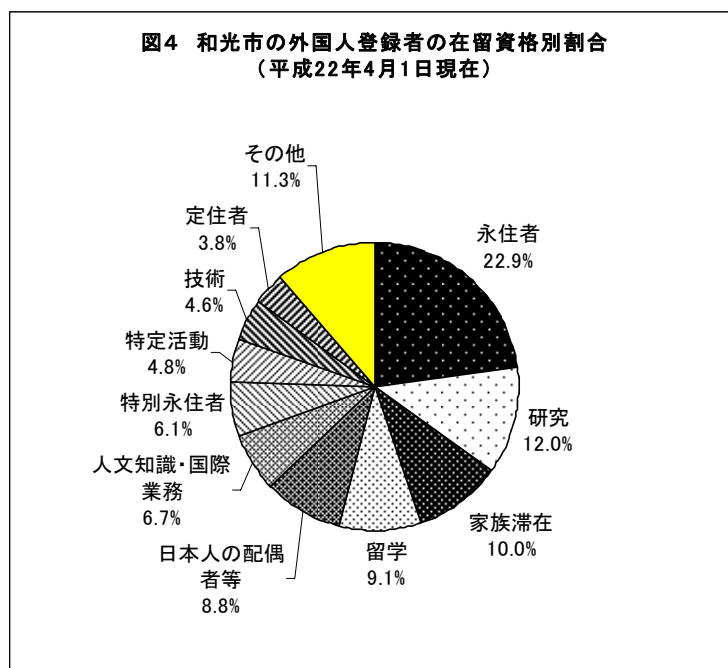
平成22年4月1日現在、外国籍市民の出身国は66か国に及びます。国籍別では中国(837人、全体の47.6%)が最も多く、次いで韓国及び朝鮮(317人、17.2%)、フィリピン(114人、6.5%)、米国(54人、3.1%)、タイ(39人、2.2%)の順となっています(図3参照)。



このように外国籍市民の出身国が多岐に渡っている大きな理由の一つに、文部科学省所管の研究施設である独立行政法人理化学研究所⁴や、本田技研工業株式会社などの世界的な企業が所在することが挙げられます。仕事や研究活動等のために日本に滞在する期間はそれぞれ異なりますが、和光市には世界各国から多くの外国人がやって来て、市民となって生活しています。

平成21年の本市の外国人登録⁵事務の統計によると、市民となる外国人の新規登録及び転入は年間692件（入国及び出生323件、転入369件）であり、市民ではなくなる転出及び出国は年間524件（転出307件、出国217件）です。平成21年12月31日現在の本市の外国人登録者数が1,739人であることから、増加人口は外国人登録者数の40パーセント近く、減少人口は30パーセント強の人数であることが分かります。本市の場合、総人口における人口動態では、増加・減少人口の割合は10～11パーセント強⁶であることから、外国籍市民の転出入人口の割合がひじょうに高いことが特徴として挙げられます。

外国籍市民の在留資格別では、平成22年4月1日現在で「永住者」が402人（全体の22.9%）、次いで「研究」が211人（12%）、「家族滞在」が175人（10.0%）、「留学」が160人（9.1%）、「日本人の配偶者等」が155人（8.8%）の順となっています（図4参照）。



⁴ 独立行政法人理化学研究所

日本で唯一の自然科学の総合研究所として、科学技術の水準の向上を図ることを目的とし、物理学、工学、化学、生物学、医科学などにおよぶ広い分野で研究を進めている。本所及び茨城県研究所が和光市広沢にあり、300人弱の外国人が研究活動に従事している。平成22年10月1日現在、理化学研究所内にある居住施設で生活している外国籍市民数は150人、勤務先を理化学研究所で登録している外国籍市民数は258人であり、理化学研究所と関わりのある外国籍市民の割合が高い。

⁵ 外国人登録

日本に90日以上滞在する外国人は、居住地の市区町村において登録手続を行うことが定められている。

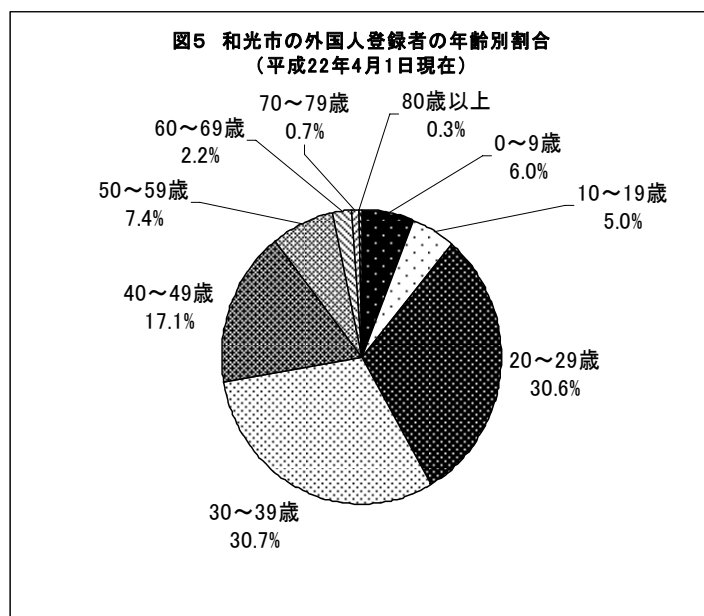
⁶ 平成20年度の転入・出生は8,900人、転出・死亡は7,877人であり、平成21年3月31日現在の総人口（76,600人）における増加人口の割合は11.6パーセント、減少人口の割合は10.3パーセントとなる。

和光市は、都市近郊の住宅都市として順調に発展し、現在首都圏有数の交通の要所となっていますが、通勤・通学などの面で都心にアクセスしやすいことが、外国人にとっても大きな魅力の一つであり、「永住者」や「留学生」の在留資格を有する外国籍市民が多い理由の一つだと考えられます。「研究」の在留資格は、独立行政法人理化学研究所が世界各国の研究者を積極的に招聘していることが、比較的高い割合を占めている主な理由です。

また、国際結婚や日本人と外国人が家族になることも珍しくなくなり、混合世帯⁷の数も一定の割合を維持していますが（前掲図2参照）、日本での滞在が長期化すると外国籍市民が母国の家族を日本に呼ぶ傾向にあり、「家族滞在」の資格で来日し、短期間滞在する外国人も多く見られます。

しかし、ことばの壁や文化等の違いから、また、地域住民同士の関係が希薄化する中で、地域になじめずに孤立する外国籍市民が増えてきているようです。すべての外国籍市民にとって適切な行政サービスが提供されるとともに、外国籍市民を受け入れて尊重し、市民同士が助け合う地域社会を築かなくてはなりません。

外国籍市民の年齢別人口を見ると、平成22年4月1日現在、30～39歳（540人、全体の30.7%）が最も多く、次いで20～29歳（538人、30.6%）、40～49歳（300人、17.1%）、50～59歳（130人、7.4%）の順となっています。この図から、20～50代の外国人登録者が全体の85.8パーセントを占めていることが分かります（図5参照）。

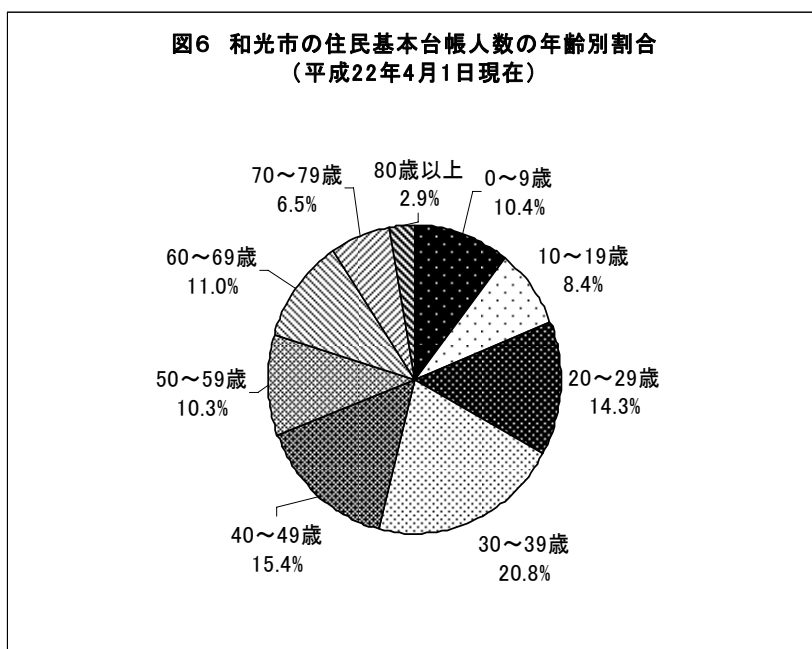


一方、住民基本台帳人口（日本人）における20～50代の割合は全体の60.8パーセント（平成21年度末）であり、外国籍市民のうち労働人口の占める割合が日本人よりも高い傾向にあることが分かります（図6参照）。さらに、埼玉県外国人登録者数の同割合（平成19年3月31日現在73.9パーセント）と比較しても、和光の外国籍市民の労働人口の割合は

⁷ 混合世帯
日本人住民と外国人住民とで構成している世帯。

格段に高いと言えるでしょう。これは、前述のとおり和光市が交通の便がよく働き盛りの世代にとって住みやすいまちであることと、多くの外国人を雇用している研究施設が存在することに起因しているものと思われます。

また、0～19歳の外国人登録者数は、全体の約11パーセント（平成22年4月1日現在193人）です。医療費が市によって助成される乳幼児や、日本国籍であれば義務教育の対象となる子どもの割合は、外国籍市民10人につき1名強です。日本人同様、外国籍市民も共働きの家族や子どもの保育を頼れる人や手段のない家庭が多いため、保育園や保育クラブの申請を行なうことも少なくありません。そういった行政手続きや学校からの通知等に、言葉の壁も合わさって困惑し、心細く不安を抱えている親もいるようです。緊急時の支援はもちろんのこと、市民としての権利を有する外国人に対し、安心して生活を送れる体制を確立していくことが求められています。



2 国際化の理念及び目標

ここまで、統計的なデータにより外国籍市民の現状及び特徴を述べてきました。和光市はこれまで、和光市国際化推進計画に基づき各種の国際化推進施策に取り組んできましたが、外国籍市民が安心して市民生活を送れるだけの対策が十分には行なわれていないため、各種の行政手続に戸惑い、地域活動や市政への参加にも消極的になりかねない環境に置かれているのが現状です。本市の外国籍市民の割合が今後も増加していけば、この問題が拡大していくことが予想されます。

したがって、本市の外国人住民に対し、市民としての適切な行政サービスを公平に提供するとともに、地域になじめずに孤立してしまう事態を防げるような仕組みを作ることが必要です。それこそが本市の「国際化」の最優先の取組であり、行政のみならず、すべての和光市民を含む地域全体で取り組んでいかななくてはなりません。

そこで、この問題に適切に対応し、総合的かつ計画的に和光市の国際化を推進するため、本計画の理念を次のように定めます。

〔理念〕

国籍を問わず、全市民が多文化共生⁸の意識を持って相互に理解し合い、市民生活上で抱える問題に対して市民同士で助け合える、安全・安心で活力ある地域社会をつくる。

また、地域（和光）社会の一員としてふるさと意識を共有し、ふれあい、ともに地域の発展に寄与する。

この理念に基づき、また、外国籍市民の現状を踏まえ、今後10年における本市の国際化の目標を次のとおりとします。

〔目標〕

外国籍市民も安心して暮らせる多文化共生社会の実現

この目標を達成するために、和光市国際化推進施策の体系を見直した結果、本計画の施策については、次の視点に立ち策定するものとします。

〔施策の視点〕

- ・ 外国人にとって暮らしやすい環境をつくる
- ・ 国際交流活動や国際理解教育を促進し、多文化共生社会の土台を築く
- ・ 海外都市との多面的な国際交流を促進する

⁸ 多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、日本人と外国人が協働して地域社会を支える主体として、それぞれの能力を十分に発揮しながら共に生きること。

3 国際化の現状及び課題と施策の基本方針

ここでは、和光市国際化推進計画の成果と反省を踏まえて本市の国際化の現状及び課題を明らかにし、本計画で定める国際化推進施策の3つの柱について、前述の目標を達成するための方針を明らかにします。

(1) 外国人にも暮らしやすい環境づくり

和光市は、庁舎内や市内公共施設の英語併記を進め、重要な情報について多言語化ややさしい日本語で提供することに力を入れてきました。市ホームページにおいては、英語版に加えて中国語版(平成21年1月～)とともに、やさしい日本語のページでも情報を発信しています。

しかし、これまで市には外国籍市民の意見や要望を把握する機会が十分にはなく、外国籍市民への情報提供方法については統一した基準がありませんでした。

外国人が安心して和光市で暮らすためには、市民生活上で抱えるさまざまな問題の解決に取り組むことが必要です。緊急時の外国籍市民の支援体制や、外国籍市民の意見・要望を把握する体制を整える必要があります。また、これまで進めてきた外国籍市民のための情報提供を、ニーズに応じて全庁的に推進していくことが求められています。

そこで、外国人にも暮らしやすい環境をつくるために、以下のことに力を入れて取り組んでいきます。

○ この施策が目指す将来像

- ・外国籍市民の緊急時の不安が解消されている
- ・外国籍市民が日本人と同じように行政手続きや公共施設の利用ができる
- ・外国籍市民が市民生活上に必要な情報を得られる、相談できる

○ 基本的取組

- ・外国人の生活支援の充実
- ・多言語・やさしい日本語による情報提供の充実

(2) 国際交流〔協力〕活動の促進と国際理解教育の推進

現在、和光市における国際交流〔協力〕活動は、地域の国際交流団体等により盛んに行われています。しかし、市民や団体・企業などが相互に協力、支援し合えるような連携機能が充実していません。和光市国際ネットワーク⁹の構成団体相互の連携や行政との協働による活動も十分とは言えません。したがって、今後は、国際交流〔協力〕活動を行っている市民や団体等が行政と連携し、ともに地域の国際化を推進していくことが望まれます。

学校教育における国際理解教育については、小中学校における外国語活動及び総合的な学習

⁹ 和光市国際ネットワーク

構成団体間の情報交換や相互連携により地域の国際化を推進するため、平成15年に設立された組織。市内を中心に国際交流〔協力〕活動を行っている団体、市内の高校、民間企業等で構成されている。事務局は和光市の国際化推進行政担当。

の時間により、外国語及び多文化理解の学習をとおして児童・生徒の理解を深めています。一方で、外国籍児童・生徒¹⁰に対する日本語指導¹¹や保護者に対する配慮が十分ではなく、組織的な対応が求められています。

社会教育における国際理解教育においては、主に生涯学習として多分野の講座を市民に提供しています。今後は、外国籍市民のニーズに合った講座を開講するとともに、外国籍市民の施設利用を促進する必要があります。

また、市は、国際交流により市民同士が触れ合える機会として、外国籍市民と市長の懇談会¹²等のイベントや、ワンナイトステイ事業¹³を実施しています。今後は、外国籍市民が地域になじめるように、また、市民のニーズを捉えた効果的な国際交流が行われるように、事業内容や実施時期及び方法を見直す必要があります。

○ この施策が目指す将来像

- ・ 市民、団体、企業、行政等が相互に連携し、国際交流〔協力〕活動が活発に行われている
- ・ すべての市民が国際理解を深め、多文化共生の意識を持っている
- ・ 市民同士が触れ合える国際交流が盛んになっている

○ 基本的取組

- ・ 国際交流活動の促進
- ・ 国際理解教育の推進
- ・ 国際交流機会の充実

¹⁰ 市内の外国籍児童・生徒数

平成 21 年度の外国籍児童・生徒数は小学生 34 人、中学生 9 人。

¹¹ 日本語指導員

学校長の依頼により日本語指導員を配置し、該当生徒の日本語学習を支援する個別対応をしている。平成 19～21 年度の各年度においては、市内小学校で 3 人、中学校で 1～3 名の日本語指導員を加配した。

¹² 外国籍市民と市長の懇談会

外国籍市民が日常生活上抱えている問題や市政に対する意見・要望を把握するために設けた、市長と直接話をする機会。平成 18～21 年度に計 3 回実施した。

¹³ ワンナイトステイ事業

市のホストファミリーを募集・登録し、2 種類のホームステイについてホストファミリーの斡旋を行なう。①埼玉県ワンナイトステイ事業：埼玉県からの依頼により、外国人（海外の日本語教師）を受け入れるホームステイで、主催は（独）国際交流基金日本語国際センター。和光市ワンナイトステイ事業：埼玉県ワンナイトステイ事業にない、平成 17 年度から開始した和光市独自のホームステイ事業。市内の事業所などに研修や研究のために勤務している外国人を受け入れるホームステイで、事業者等の依頼に応じて実施する。

(3) 海外都市との国際交流の促進

和光市は、平成11年10月1日に姉妹都市¹⁴提携を結んだアメリカ合衆国ワシントン州ロングビュー市と、主に海外派遣事業¹⁵を通して交流を深めてきました。また、市民等に広く姉妹都市を周知する取り組みとして、姉妹都市に関するパネル展¹⁶の開催や市民まつり等のイベント時におけるPR活動を実施してきました。

しかし、海外派遣事業は和光市からロングビュー市への一方向の訪問による交流であり、時代と市民のニーズに合った姉妹都市交流が行われるよう、交流事業の目的や実施手段を見直すことが求められています。そのためにも、姉妹都市に対する市民の理解をさらに高めるよう、PR活動を継続していきます。

一方、姉妹都市以外の海外都市とは、姉妹都市提携を視野に入れた情報交換や交流事業が行われていません。今後は、近隣の海外都市などと市民間、行政間において多面的な国際交流を促進していきます。

○ この施策の目指す状態

- ・ 姉妹都市との双方向の交流が活発に行われている
- ・ 姉妹都市以外の海外都市と、交流が始まっている

○ 基本的取組

- ・ 姉妹都市との交流の推進
- ・ 姉妹都市以外との交流の推進

¹⁴ 姉妹都市

姉妹提携（両市長による提携書があり、議会の承認を受けている）を結んだ市のこと。

¹⁵ 海外派遣事業

有志の市民を姉妹都市へ派遣する市民海外派遣事業（平成8～12年度と16年度に計6回実施）と、選抜された中学生市民を姉妹都市へ派遣する中学生海外派遣事業（平成5～20年度に計15回実施、平成20年度以降は休止）のこと。

¹⁶ パネル展

姉妹都市提携日（10月1日）を記念し、平成17年度から「ロングビューウィーク」と題した姉妹都市PR強化週間を設け、ロングビュー市に関するパネル展示を実施している。

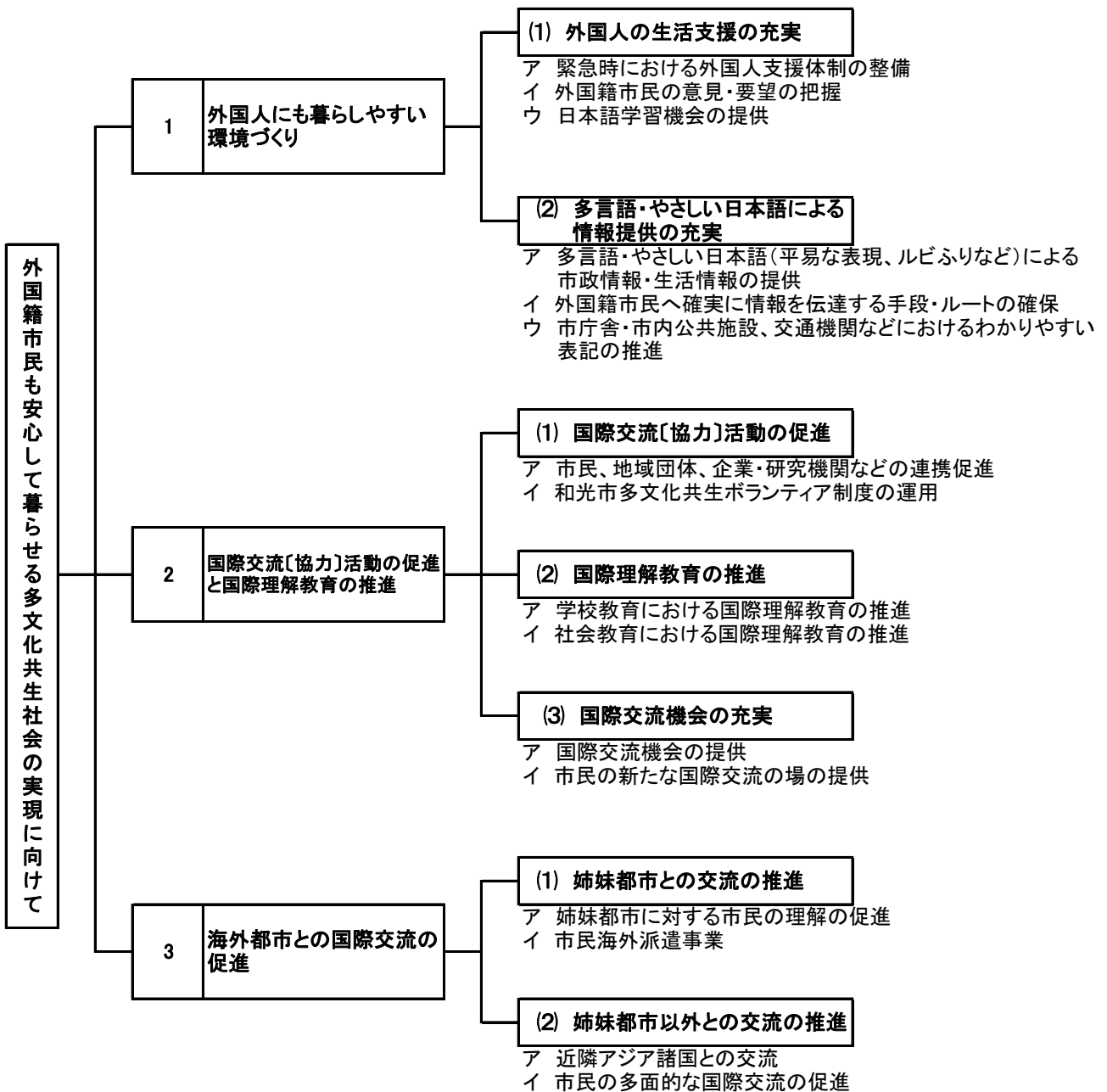
第3章 国際化推進の施策

前章で述べた和光市独自の国際化の目標を達成するため、本計画で定める国際化推進施策の柱は以下の3つです。

- 1 外国人にも暮らしやすい環境づくり
- 2 国際交流活動・機会の充実と国際理解教育の促進
- 3 海外都市との国際交流の促進

◆ 施策の体系図

本計画で定める国際化推進施策の体系図です。なお、本体系図中の施策取り組みは、上から下へ、優先順位の高いものから順に並べています。



◆ 施策の内容

各施策の説明及び具体的な取組を示します。

1 外国人にも暮らしやすい環境づくり

(1) 外国人の生活支援の充実

緊急時に外国人を円滑に支援する体制を整備します。また、外国籍市民の意見等を把握し、彼らが生活する上で抱えているさまざまな問題の解消に向けて取り組みます。

- ア 災害時など緊急時における外国人支援体制の整備
- イ 外国籍市民の意見・要望の把握
- ウ 日本語学習機会の提供

主な取組	具体的な内容	取組時期	担当課
緊急時における外国人支援体制の整備	避難所用多言語シートの設置	3年以内	くらし安全課
	災害時通訳・翻訳ボランティア ¹⁷ の確保、研修の実施	3年以内	社会福祉課 人権文化課
外国籍市民の要望の把握	外国籍市民に対する要望調査の実施	3年以内	人権文化課
	外国人相談体制の整備	5年以内	人権文化課 市民相談室
日本語学習支援団体の紹介	日本語学習機会を提供している市内・近隣の団体等の情報提供	随時	人権文化課

(2) 多言語・やさしい日本語による情報提供の充実

外国籍市民に重要な情報が確実に伝わるよう、情報の提供方法や伝達手段を工夫します。

- ア 多言語・やさしい日本語（平易な表現、ルビふりなど）による市政情報・生活情報の提供
- イ 外国籍市民へ確実に情報を伝達する手段・ルートの確保
- ウ 市庁舎、市内公共施設、交通機関などにおけるわかりやすい表記の推進

¹⁷ 和光市災害時通訳・翻訳ボランティア

大規模な災害時において外国籍市民に対する通訳・翻訳を担当するボランティア。平成22年度から開始している。

主な取組	具体的な内容	取組時期	担当課
多言語・やさしい日本語による行政情報の提供	<p>多言語化</p> <p>① 防災、医療情報など生命に関する緊急時の情報</p> <p>② 給付・助成、税金・罰則など権利や義務に関する情報</p> <p>③ 子育て、学校教育、公営住宅など特に重要な生活支援に関する情報</p>	随 時	<p>課税課</p> <p>学校教育課</p> <p>くらし安全課</p> <p>健康支援課</p> <p>こども福祉課</p> <p>資源リサイクル課</p> <p>収納課</p> <p>人権文化課</p> <p>建築課</p>
	<p>やさしい日本語表現、ルビふり</p> <p>① 外国籍市民にも参加を促す行政情報</p> <p>② 外国籍市民の暮らしを豊かにする生活支援に関する情報</p>	随 時	<p>全 課</p> <p>公共施設</p>
	「多言語・やさしい日本語による情報提供の手引」の作成	3年以内	人権文化課
	和光市国際交流員 ¹⁸ の活用	随 時	<p>全 課</p> <p>公共施設</p>
	市ホームページにおける外国人向け情報へのアクセスの簡素化	1年以内	<p>市政情報課</p> <p>人権文化課</p>
	市ホームページ英語版・中国語版・やさしい日本語のページの充実	3年以内	<p>市政情報課</p> <p>人権文化課</p> <p>関係課</p>
	外国籍市民への新たな情報伝達手段の開拓	英語のメールマガジンの発信	5年以内
市内公共施設における案内表示の多言語併記	市内の全公共施設における案内表示の英語併記	3年以内	<p>総務課</p> <p>こども福祉課</p> <p>市民活動推進課</p> <p>生涯学習課</p> <p>社会福祉課</p> <p>人権文化課</p> <p>長寿あんしん課</p> <p>公共施設</p>

¹⁸ 和光市国際交流員

外国籍市民の英語対応及び行政情報の英訳、その他市の国際化推進に関する仕事を担当する非常勤特別職で、平成20年度から設置している。

2 国際交流〔協力〕活動の促進と国際理解教育の推進

(1) 国際交流〔協力〕活動の促進

市は、市民等の国際交流〔協力〕活動を支援し、ともに国際化を推進していきます。中でも、市民主体の国際交流活動を推進する基盤である和光市国際ネットワークの拡大や連携の強化を図り、和光市発の国際交流活動の発展を目指します。

- ア 市民、地域団体、企業・研究機関などの連携促進
- イ 和光市多文化共生ボランティア¹⁹制度の運用

主な取組	具体的な内容	取組時期	担当課
市民、地域団体、企業・研究機関などの連携促進	市民、地域団体、企業・研究機関などへの情報提供	随時	人権文化課
	和光市国際ネットワークの支援	随時	
和光市多文化共生ボランティア制度の運用	ボランティア制度の周知	1年以内	人権文化課
	ボランティアの積極的な活用	随時	全課

(2) 国際理解教育の推進

学校教育においては、外国語活動や総合的な学習の時間等を充実させることにより、国際交流・国際協力に積極的に取り組む資質・能力や、国際社会において自分の考えを表現できる力を育成します。同時に、日本や地域の伝統・文化等についての認識も深めます。

社会教育においては、生涯学習の観点から、国際理解を深められる機会を提供します。市民のニーズに即した外国語や多文化に関する講座を開催し、外国籍市民に対しては日本や和光市の文化等を学べる機会を提供します。

- ア 学校教育における国際理解教育の推進
 - (ア) 特色ある外国語教育
 - (イ) 多文化理解のための教育
 - (ウ) 中学生海外派遣事業
 - (エ) 外国籍児童・生徒への支援
- イ 社会教育における国際理解教育の推進
 - (ア) 外国語や多文化に関する講座などの充実
 - (イ) 外国籍市民にとって有用な学習機会の提供

¹⁹ 和光市多文化共生ボランティア

市役所や市内公共施設の依頼に応じ、外国籍市民に対する通訳・翻訳及び国際化推進事業のサポートを行なうボランティア。平成22年度から開始している。

主な取組	具体的な内容	取組時期	担当課
特色ある外国語教育	英語指導助手(AET)及び外部指導者の積極的活用	随時	学校教育課 小中学校
多文化理解のための教育	「総合的な学習」の時間における国際理解教育	随時	
	小・中・高で連携した国際理解の学習	5年以内	
中学生海外派遣事業	事業再開の検討	10年以内	
外国籍児童・生徒への支援	小中学校における日本語指導員の加配	随時	生涯学習課 公民館
外国語や多文化に関する講座などの充実	市民の多様なニーズに対応した講座の開催	随時	
		外国人講師の登録制度の活用	3年以内
外国籍市民にとって有用な学習機会の提供	日本語教室など外国籍市民にとって有用な講座の開催	5年以内	生涯学習課 公民館
	外国籍市民が日本及び和光市の伝統や文化(茶道・華道など)に関する講座の開催	随時	
	外国籍市民の参加促進		

(3) 国際交流機会の充実

外国籍市民同士、外国籍市民と日本人市民が交流できる機会を提供し、多文化共生の意識の普及を図ります。

ア 国際交流機会の提供

イ 市民の新たな国際交流の場の提供

主な取組	具体的な内容	取組時期	担当課
国際交流機会の提供	ワンナイトステイ事業の実施	随時	人権文化課
	交流会や多文化共生に関するイベントの実施	3年以内	人権文化課 関係課
市民の新たな国際交流の場の提供	市民のふれあいの場の開設	10年以内	人権文化課 関係課

3 海外都市との国際交流の推進

(1) 姉妹都市との交流の推進

市民の国際理解を深めるため、姉妹都市であるロングビュー市（アメリカ合衆国ワシントン州）の周知に引き続き取り組み、交流事業である市民海外派遣事業については再開を検討します。

- ア 姉妹都市に対する市民の理解の促進
- イ 市民海外派遣事業

主な取組	具体的な内容	取組時期	担当課
姉妹都市に対する市民の理解の促進	姉妹都市を周知するイベントの実施	5年以内	人権文化課 関係課
	姉妹都市に関する情報の提供	随時	人権文化課
市民海外派遣事業	事業再開の検討	10年以内	人権文化課

(2) 姉妹都市以外との交流の推進

共通点や共通の課題を持つ近隣都市等と、市民間・行政間のさまざまな形態の交流を推進します。

- ア 近隣アジア諸国との交流
- イ 市民の多面的な国際交流の促進

主な取組	具体的な内容	取組時期	担当課
近隣アジア諸国との交流	近隣海外都市との交流の検討	10年以内	人権文化課
市民の多面的な国際交流の促進	スポーツ・文化・教育など、時代とニーズに合った海外都市との交流の促進・支援	随時	全課

第4章 国際化推進体制

1 国際化推進体制における役割

現在、国際交流〔協力〕活動は、市民や団体などさまざまな単位及び多様なスタイルで、広範囲に行われています。和光市の国際化を進めるためには、市民、地域団体、企業・研究機関などがそれぞれの役割を果たし、相互に連携しながら推進していく必要があります。

それぞれが果たすべき役割は以下のとおりです。

(1) 市民、地域の国際交流団体・企業・研究機関等の役割

ア 市民の役割

国際化推進の主役は市民です。市民一人ひとりが多文化共生の意識を持ち、地域社会の一員として市民生活上における諸問題に関して助け合うことが望まれます。自分にできる国際交流や外国籍市民に対する配慮などについて常日頃から考えましょう。市内で困っている外国人を見かけたら積極的に声をかけるなど、身近なことから行動に移していくことが期待されます。

イ 地域団体の役割

それぞれの団体が積極的に国際交流〔協力〕活動を行いながら、団体間で、また企業・研究機関や行政と連携し、地域の国際化に貢献することが望まれます。また、和光市国際ネットワークによる活動が盛んになり、地域の国際化を効率的かつ効果的に推進する役割を担うことが期待されます。

ウ 企業・研究機関等の役割

市民や地域団体と同じように地域社会を構成している市内の企業や研究機関等も、社会的責任の一つとして、市民、地域団体及び行政と連携しながら地域の国際化に貢献することが望まれます。市内の企業や研究機関で働く人たちは、市民と同様の役割を担うと言えるでしょう。また、外国人の雇用者でもある企業や研究機関等は、自社に属する外国人の日常生活における適切な支援を行うことも必要です。

(2) 市の役割

市は、市民、地域団体、企業・研究機関等との連携・協働による国際化推進施策を通して、国際交流〔協力〕活動を促進し、外国人にも暮らしやすいまちづくりを進めていきます。また、国際化に関する情報を収集し、積極的に市民に公表します。本計画についても周知を行い、本計画の国際化推進施策の実施状況及び進捗状況も報告します。

市内の各公共施設は、外国籍市民の利便性を高め、行政サービスが適切に提供されるよう整備に努めます。

2 市の国際化推進体制の強化

前述の役割を果たすため、和光市は以下の取り組みによって国際化推進体制の強化を図ります。

(1) 市内の国際化推進体制の整備

市役所及び市内公共施設における外国籍市民の対応を適切に行うためには、関係各課所の緊密な連携が不可欠です。外国籍市民の対応に関して全庁的な連携体制を確立するため、次の2点に取り組みます。

- ・ 各課所等の連携強化
- ・ 職員を対象とした国際化対応研修の充実

(2) 市民、地域の団体・企業・研究機関及び他行政機関との連携

和光市という地域全体で国際化を進めるために、市は、市民や市民団体等と対等な関係で連携・協働する仕組みを整える必要があります。また、他行政機関と連携して地域の国際化を進めていきます。国際化の推進にあたり適切な連携関係を築くため、次の2点に取り組みます。

- ・ ボランティアの育成及び市民団体の支援
- ・ 近隣自治体や県、関連機関との情報交換及び相互協力

本計画の推進体制（イメージ図）

